

点検測量実施基準

第7条の効用の確認のための基準は以下のとおりとする。

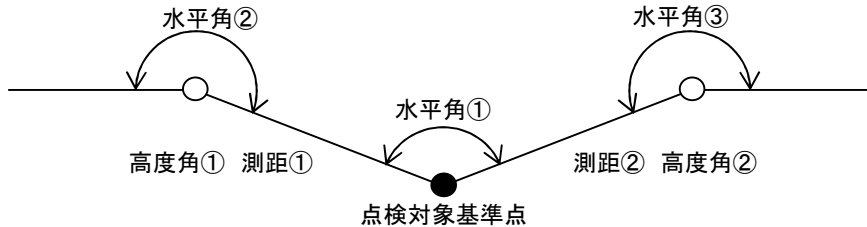
1. 主な使用機器

東京都公共測量作業規程 第35条（機器）によること。

2. 観測回数と許容誤差

区分	観測回数	許容誤差
水平角	2対回 (0° 90°)	倍角差30" 以内、観測差20" 以内
高度角	1対回	高度定数の較差20" 以内
測距	2セット	セット内の較差20mm以内、セット間の較差20mm以内

3. 観測箇所



4. 合否の判定

2級基準点は測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し次の許容範囲により合否を判定する。また、3級基準点は施工前の測量結果数値と、点検測量の結果を比較し次の許容範囲により合否を判定する。

区分	許容範囲
距離	5mm以内
水平角	5" 以内
高度角	5" 以内